

阿智村農業機械購入補助金概要について

趣旨	農業経営の維持及び発展を支援することで、営農意欲の低下と遊休農地の増加を抑える。
対象者	<p>下記の全てを満たす個人及び法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 村内に住所または事務所を有し、村内において販売目的の営農をしている方 ② あち有機いきいき堆肥を利用する有機活用農業振興会員 ③ 阿智村税等が、本人及び家族又は法人に滞納がないこと ④ この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと ⑤ 農業用機械購入に対し、国・県又は村の補助金等の交付を受けていないこと <p>*上記について関係部署へ確認をさせていただきます。</p>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象事業費は村長が認める1機30万円以上の農業に資する機械の購入とする。(汎用性のある機械は除く。) ② 令和4年4月1日以降に購入したもの。 ③ 事業費は農業用機械購入に係る経費を対象とし、消費税、輸送料、組立経費などは除く。 ④ 下取りがある場合は、当該金額を購入金額から減額した額とする。
補助額等	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助金額は事業費の3/10とする。ただし、認定農業者については、補助率を5/10とする。 ② 補助の上限は個人50万円、法人100万円とする。
決定の取り消しなど	<p>次のいずれかに該当した場合は、交付した補助金の返還を命じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助の交付日から起算して3年以内に離農した場合(農業経営を次世代に継承した場合は除く。) ② 補助の交付日から起算して3年間、又は修繕が困難になるまでの間に、当該機械を補助要綱の趣旨に反した使い方、譲渡、交換した場合。(やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。)
申請書提出時添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 購入機械の見積書 ② 購入機械のカタログなど仕様のわかるもの ③ 直近の出荷及び販売伝票
実績報告時添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 購入した機械の写真 ② 機械の支払について分かるもの(領収書・通帳の写しなど)
その他	<p>当該補助金は、確定申告に必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業の収入として、申告してください。 ② 特例として収入に含めない事も出来ますので、税務署にご相談ください。(総収入金額の不算入)